

三木町告示第92号

三木町総合評価方式要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年4月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第27号

三木町総合評価方式要綱の一部を改正する要綱

三木町総合評価方式要綱（平成19年三木町要綱第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「3,000万円」を「5,000万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。